

件名	平成30年度山梨県個人情報保護条例の施行状況について					
内容	○ 平成30年度における個人情報保護条例の施行状況は、次のとおりである。					
	1 実施機関が保有する個人情報の保護					
	(1) 個人情報取扱事務の登録件数					
	実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するものについて、個人情報取扱事務登録簿を備え、県民情報センターで一般の閲覧に供している。					
	平成30年度末の個人情報を取り扱う事務の登録件数は1,127件で、前年度から23件増加した（エネルギー政策課「環境家計簿に係る事務」、「緑のカーテンセミナーに係る事務」などによる34件の新規登録、事業完了等に伴う文書保存期間満了による11件の抹消）。					
	登録状況（平成31年3月31日現在）					
	固有事務（各所属が固有に行う事務）		655件			
	共通事務（複数の所属で共通に行う事務）		472件			
	合 計		1,127件			
	(2) 開示請求、訂正請求、利用停止請求及び不服申立て（審査請求）の件数の状況					
(ア) 開示請求件数						
文書による請求		165件（前年度に比べ19件増）				
口頭による請求		9,680件（ // 226件減）				
合 計		9,845件（ // 207件減）				
(イ) 開示請求、訂正請求、利用停止請求及び不服申立て（審査請求）の件数の推移 （単位：件）						
年 度		H5～22の計	H23	H24	H25	
開示	文書	402	51	61	121	
	口頭	58,413	9,685	9,735	10,524	
	計	58,815	9,736	9,796	10,645	
訂正請求		2	0	0	0	
利用停止請求		0	0	0	0	
不服申立て（審査請求）		23	0	0	0	
		H26	H27	H28	H29	H30
		148	149	149	146	165
		11,407	11,589	10,190	9,906	9,680
		11,555	11,738	10,339	10,052	9,845
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		1	0	0	0	0
※ 開示請求の全体件数は、前年度に比べ減少し1万件を下回ったが、文書による開示請求は、前年度比で19件（13.0%）増となった。						

(ウ)受付窓口別の内訳

	県民情報センター	地域県民センター	出先機関	独立行政法人	合計
文書による請求	86件	4件	1件	74件	165件
口頭による請求	(担当所属で受付)				
訂正請求	0件	0件	0件	0件	0件
利用停止請求	0件	0件	0件	0件	0件

(エ)開示請求の実施機関別内訳状況

(単位：件)

実施機関の区分	開 示 請 求				合 計		
	文 書		口 頭		H29	H30	
	H29	H30	H29	H30			
知 事	総合政策部	0	0	—	—	0	0
	県民生活部	0	0	—	—	0	0
	リニア交通局	0	0	—	—	0	0
	総務部	0	1	0	—	0	1
	防災局	0	0	—	—	0	0
	福祉保健部	27	38	23	33	50	71
	森林環境部	0	1	13	15	13	16
	エネルギー局	0	0	—	—	0	0
	産業労働部	1	0	69	50	70	50
	観光部	0	0	—	—	0	0
	農政部	0	0	1	0	1	0
	県土整備部	3	1	—	—	3	1
	出納局	0	0	—	—	0	0
	知事合計	31	41	106	98	137	139
議会	0	0	—	—	0	0	
教育委員会	18	12	6,285	6,139	6,303	6,151	
選挙管理委員会	0	0	—	—	0	0	
人事委員会	1	1	337	302	338	303	
公安委員会	0	0	—	—	0	0	
監査委員	0	0	—	—	0	0	
労働委員会	0	0	—	—	0	0	
収用委員会	0	0	—	—	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	—	—	0	0	
公営企業管理者	0	0	—	—	0	0	
警察本部長	19	37	3,036	2,945	3,055	2,982	
地方独立行政法人山梨県立病院機構	75	74	13	31	88	105	
公立大学法人山梨県立大学	2	0	129	165	131	165	
合計	146	165	9,906	9,680	10,052	9,845	

※ 文書による開示請求は、警察本部への相談記録等に対する開示請求が前年度に比べて17件(89.5%)、児童相談所に対する相談記録に対する開示請求が6件(600.0%)増加した。()内は、対前年度比

※ 口頭による開示請求は、簡易開示が可能である旨告示している67試験のうち、24試験に対してあり、請求件数では前年度より226件(2.3%)の減少となった。

なお、教育委員会への開示請求のうち、5,751件は高校入試結果(除く通信制、支援学校)に対するものであり、受検者総数6,395名の89.9%が請求を行っている。

また、警察本部への開示請求のうち、2,936件は運転免許試験結果に対するものである。

内
容

(3)開示請求、訂正請求、利用停止請求及び審査請求の処理状況

(ア)口頭による開示請求の処理状況
請求があれば全て全部開示となる。

(イ)文書による開示請求の処理状況

①決定の内訳

年度	全部開示	一部開示	不開示(うち不存在)	取下げ	合計
H30	107件	51件	6件(6件)	1件	165件
H29	106件	39件	0件	1件	146件

②不開示理由の内訳

(単位:件)

不開示理由区分	一部開示	不開示	合計
法令秘情報(第1号)	4	0	4
請求者の生命、健康等を害する情報(第2号)	2	0	2
第三者の個人情報(第3号)	46	0	46
法人等情報(第4号)	0	0	0
犯罪予防情報(第5号)	2	0	2
審議検討情報(第6号)	1	0	1
事務事業情報(第7号)	11	0	11
不存在	2	6	8
適用除外	0	0	0
合計	68	6	74

※ 表中の号番号は、条例第16条の各号を表している。事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示決定の件数よりも多くなっている。

(ウ)訂正請求の処理状況
訂正請求なし。

(エ)利用停止請求の処理状況
利用停止請求なし。

(オ)審査請求の処理状況
審査請求なし。

2 事業者が保有する個人情報の保護

(1)苦情相談の処理

知事その他の実施機関は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずることとしている。

(2)苦情相談に係る処理状況

苦情相談の処理件数は、10件であった。

※ 主な相談内容

漏えい・紛失、目的外利用、不適正な取得等

内
容

